**韮崎市地域情報発信センター**

**感染拡大予防ガイドライン**

令和２年　５月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 一部改定　令和２年１１月　１日

一部改定　令和３年 5月２４日

一部改定　令和４年 １月１４日

韮崎市地域情報発信センター指定管理会社

株式会社まあめいく

代表取締役　星野　次夫

**【 ３密の回避 】**

**●　換気設備の設置等（「密閉」の回避）**

・出入口を定期的に開放し、換気する。

**●　施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）**

　・販売・観光案内スペースの入場者数を制限し、同時入場者数は30人まで

　　とする。

　・飲食スペースの利用人数を制限し、同時利用者数は２９人までとする。

　・レジ前に最低1ｍ対人距離を確保する為の誘導線を設け、整列時の間隔を

確保する。

　・当面の間は、集客イベントを開催しない。

**●　人と人との距離の確保（「密接」の回避）**

・近距離での会話や発声を避け、最低1ｍの対人距離を確保する。

・レジ前および移住定住相談窓口は、透明ビニールカーテンで遮蔽する。

・飲食スペースでは、机を２名以上で使用する場合用に飛沫防止のアクリル

板を設置する。カウンター席では各席の距離を１m以上確保するように椅子を設置する。

**【 その他の感染防止対策 】**

**●　マスクの着用**

・従業員は、マスクの着用を遵守する。

・入場者には、マスクの着用を依頼する。着用なき場合は入場を謝絶する。

**●　手洗い・手指消毒**

・従業員は、定期的に手指消毒・手洗いを行う。特に、業務開始時や他者の接

触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず、手洗い・手指消毒

を行う。

　・出入口に消毒液を設置し、入場者には、手指消毒・手洗い励行を依頼する。

**●　体調チェック**

　・従業員は業務開始前に検温・体調確認を行う。

　　また、本人、家族を問わず、発熱（例えば平熱より１度以上）や軽度であっ

ても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、

出勤を停止する。

・発熱（例えば平熱より１度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの

痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある方の入場を謝絶する。

**●　休憩スペースのリスク軽減**

・一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。

**●　清掃・消毒**

・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市

販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。

　・不特定多数の人が接触する場所（机、椅子の背もたれ、自動ドアの開閉ボ

　　タン、電話、キーボード、電気のスイッチ、レジ、自動販売機等）は定期的に清拭消毒を行う。

・飲食スペースの机・椅子等は、利用後に随時清拭消毒を行う。

**【 施設ごとの注意点等 】**

**●　チェックリストの作成・確認**

・ガイドラインが遵守できているか確認するため、チェックリストを作成し、

当該チェックリストによる毎日の確認を行う。

以　上